

議案第 4 3 号

海老名市国民保護協議会条例の一部改正について

海老名市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

複雑化、広域化する武力攻撃事態等に対応するに当たり、新たに委員を追加したい
ため

海老名市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

海老名市国民保護協議会条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「35人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。